

## 鳴門市空き家等活用まちづくり支援事業補助金交付要綱

(補助金の交付)

**第1条** 市長は、重点まちづくり区域内に存する空き家等を利活用し、地域コミュニティの形成、地域交流の促進又は地域課題の解決と併せて、にぎわい創出に資する拠点づくりを行う者に対し、予算の範囲内で鳴門市空き家等活用まちづくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、鳴門市補助金等交付条例（平成13年鳴門市条例第36号）及び鳴門市補助金等交付条例施行規則（平成14年鳴門市規則第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 重点まちづくり区域 鳴門市都市計画マスタープランに規定する重点的にまちづくりを推進する区域として位置づけられた区域をいう。
- (2) 空き家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する「空家等」をいう。
- (3) 地域コミュニティ 共通の目的又は興味を持つ人々が集まり、相互に交流する集団をいう。
- (4) 地域交流 地域住民同士が顔見知りとなり、又は互いに支え合うことをいう。
- (5) 地域課題 地域が抱える経済、社会、環境等に関する問題全般のことをいう。
- (6) にぎわい創出拠点 地域住民、来訪者等が継続的に訪れ、交流、活動又は参加が行われることにより、当該区域内に人の流れ及び滞留を生じさせる施設をいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 特定の政治活動又は宗教活動などを主たる目的とする団体、公序良俗に反するなど適当でないと認められる者でないこと。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 徳島県内に本社又は事業所を有するなど、緊急時の対応が可能な体制を取ることができる者であること。

(補助対象事業)

**第4条** 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 重点まちづくり区域内の空き家等を利活用し、にぎわい創出拠点として整備又は運営する事業であること。
- (2) 次のいずれかに該当する取組を行うこと。
  - ア 地域住民又は来訪者が利用可能な交流又は活動の場を提供する取組
  - イ 講座、ワークショップ、イベントその他の地域参加型事業を定期的実施する取組
  - ウ 周辺施設、商店街等と連携し、回遊性又は滞在性の向上を図る取組
  - エ 地域課題の解決を目的とし、外部からの参加を促す取組
  - オ その他地域コミュニティの形成、地域交流の促進又は地域課題の解決に資する取組
- (3) にぎわい創出に関する取組を継続的に実施する計画を有すること。

(補助対象外事業)

**第5条** 次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 専ら居住を目的とするもの
- (2) 専ら特定の者の事業所、倉庫その他これらに類する利用を目的とするもの
- (3) 法令又は公序良俗に反するもの
- (4) その他市長が本事業の目的に照らし適当でないと認めるもの

(補助対象経費)

**第6条** 補助対象経費は、次に掲げる経費のうち、補助対象事業の実施に直接必要であり、市長が適当と認めるものとする。

- (1) にぎわい創出拠点として整備するための設計に要する経費（当該設計に基づき施設改修工事を行うものに限る。）
- (2) にぎわい創出拠点としての機能を確保するための最低限必要な施設改修工事に要する経費
- (3) 安全性能の向上のための工事に要する経費
- (4) 省エネルギー性能の向上に資する工事に要する経費
- (5) バリアフリー化に資する工事に要する経費
- (6) スマート化に資する工事に要する経費
- (7) 前各号に掲げるもののほか、改修後の用途に供するために必要な工事等で、特に市長が必要と認めた経費

(補助対象外経費)

**第7条** 次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 補助対象事業に直接関係のない造園、門扉等の外構工事に要する経費
- (2) 家庭用電化製品、家具、カーテン等の購入に要する経費
- (3) ケーブルテレビ及びスマート化に資さない配線工事に要する経費
- (4) 地上デジタル放送対応アンテナ設置に要する経費
- (5) 解体工事（補助対象工事を行うために一部を解体する場合を除く。）に要する経費
- (6) 土地購入、不動産購入、水道分担金、竣工式等式典に要する経費
- (7) 前各号に掲げるもののほか、改修後の用途に供するために不要な工事等に要する経費

(補助金額)

**第8条** 補助金の額は、補助対象経費に次の各号に掲げる区分に応じた補助率を乗じて得た額とし、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 補助対象事業を10年以上継続して実施する計画を有する場合 補助率4分の3以内、上限額500万円
- (2) 補助対象事業を5年以上継続して実施する計画を有する場合 補助率3分の2以内、上限額250万円

(徳島県空き家5（ファイブ）戦略モデル事業との連携)

**第9条** 前条の規定にかかわらず、徳島県空き家5（ファイブ）戦略モデル事業補助金交付要綱（令和7年4月1日施行）に規定する徳島県空き家5（ファイブ）戦略モデル事業に採択された事業に対する補助金の額は、当該事業における自己負担額に対し、補助率3分の2以内、上限額250万円とする。

(参加申込)

**第10条** 補助対象者は、補助対象事業の参加を申し込もうとするときは、市長が別に定める期間までに鳴門市空き家等活用まちづくり支援事業参加申込書（様式第1号）に必要事項を記入

し、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し（法人の場合のみ）
- (2) 個人事業開始届の写し（個人事業者の場合のみ）
- (3) 直近2期分の決算書又はこれに類する書類
- (4) 納税証明書の写し（市税）
- (5) コンソーシアム協定書の写し（コンソーシアムの場合のみ）
- (6) コンソーシアム委任状（コンソーシアムの場合のみ）

（企画提案書等）

**第11条** 補助対象者は、補助対象事業の参加を申し込もうとするときは、市長が別に定める期間までに鳴門市空き家等活用まちづくり支援事業企画提案書（様式第2号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 企画提案書（任意様式）
- (2) 施設の設計及び改修工事に要する収支計画書（様式第3号）
- (3) 事業収支計画書（様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（企画提案の審査）

**第12条** 市長は、前条の規定による鳴門市空き家等活用まちづくり支援事業企画提案書の提出があったときは、鳴門市空き家等活用まちづくり支援事業企画審査会において、当該企画提案書の内容を審査し、鳴門市空き家等活用まちづくり支援事業審査結果通知書（様式第5号）により、当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

**第13条** 補助対象者（前条の審査の結果、選定された者に限る。）は、補助金の交付の申請をしようとするときは、鳴門市空き家等活用まちづくり支援事業補助金交付申請書（様式第6号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 交付申請額の算出方法（様式第7号）
- (2) 事業計画書（様式第8号）
- (3) 誓約書（様式第9号）
- (4) 空き家等の10年以上又は5年以上の権原を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

**第14条** 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をし、鳴門市空き家等活用まちづくり支援事業補助金交付決定通知書（様式第10号）により、当該補助対象者に通知するものとする。

（交付申請の変更等）

**第15条** 申請者は、前条の申請書の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、鳴門市空き家等活用まちづくり支援事業補助金変更等申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出があった場合における交付の決定については、前条の規定を準用する。

（補助金を交付しない旨の決定）

**第16条** 市長は、第14条の規定により提出された申請書を審査した結果、補助金の交付が不

適当であると認めるときは、鳴門市空き家等活用まちづくり支援事業補助金不交付決定通知書（様式第12号）により、補助金を交付しない旨を対象者に通知するものとする。

（状況報告及び現地調査）

**第17条** 補助事業者は、市長が必要と認めるときは、市長が別に定めるところにより鳴門市空き家等活用まちづくり支援事業遂行状況報告書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は必要があると認めるときは、現地調査等を行うことができる。
- 3 交付申請を行った対象者は、前項に規定する現地調査等に協力しなければならない。

（事業が年度内に完了しない場合の報告）

**第18条** 補助事業者は、補助対象事業を年度の3月31日までに事業が完了しないときは、市長が別に定める書類を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

**第19条** 補助事業者は、補助対象事業を完了したときは、速やかに鳴門市空き家等活用まちづくり支援事業補助金実績報告書（様式第14号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより、実績報告をしなければならない。

- (1) 設計契約書及び工事契約書の写し
- (2) 設計費及び工事費の請求書の写し
- (3) 領収書の写し（支払い事実が確認できる書類）
- (4) 改修前と改修後の図面
- (5) 補助事業の成果（様式第15号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

**第20条** 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、鳴門市空き家等活用まちづくり支援事業補助金確定通知書（様式第16号）により当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

**第21条** 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに鳴門市空き家等活用まちづくり支援事業補助金交付請求書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

**第22条** 市長は、前条の規定による請求書の提出を受けたときは、これを審査し、適当であると認めるときは、補助対象者に当該請求額を交付するものとする。

- 2 市長は、前条の規定による請求の日から30日以内に口座振り込みの方法により補助金を交付するものとする。

（関係書類の整備等）

**第23条** 補助対象者は、補助対象事業の施行及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して第8条第1号及び第9条に規定する場合は10年間、第8条第2号に規定する場合は5年間これを保管しなければならない。

(決定の取消し及び補助金の返還)

**第24条** 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の内容に違反したとき。
- (3) 第8条第1号及び第9条に規定する場合は10年間、第8条第2号に規定する場合は5年間、補助対象事業を継続しなかったとき。
- (4) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

**第25条** 補助対象事業者は、補助金の交付を受けて工事等を実施した空き家等を市長の承認を得ないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は除却してはならない。ただし、補助事業の完了の日の属する翌年度から起算して第8条第1号及び第9条に規定する場合は10年間、第8条第2号に規定する場合は5年間を経過した場合は、この限りでない。

(その他)

**第26条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。